

モットーは丁寧な仕事、

目標は(経営と生活の)安定

4月21日、第6回「若手経営者の会」の例会が開かれました。参加者は7名でした。この日の報告者は宮下篤志さん(ガス器具設置・江坂東支部・42歳)です。仕事と家庭と草野球を大切にすの自然体の青年業者です。ありのままに楽しそうに話をしてくれました。



この仕事に関わったのは22年前です。仕事を教えてくれた親方に誘われました。阪神淡路大震災直後の半年間毎日神戸に通い続けました。そこで、住民生活に欠かすことのできない「ガス」の役割を知り、この仕事に真剣に向き合いました。その後、建築の仕事も覚え、その仕事でも神戸に通い、通う度に実力を身につけて13年前に独立開業しました。

宮下さんは大阪ガスの専属店の一次下請けで「旧公団」の仕事メインにしています。一時期は3名の従業員を抱えていましたが、今は、自分ひとりで、忙しい時だけ知合いの職人さんに助けていただいています。会社を大きくしようか、どうか迷ったこともあるそうですが、今はこの

形でやることを決めました。技術を教え、資金もかけて人を育てた時期もありますが、育てることのその難しさを経験して考えを切り替えました。

この仕事は、お客さんの住居に上り込みます。生活の場ですから、トラブルもよく発生します。謝れば9割くらいの方は、その場で許してくれますが、そうではない方には、その方の要望を聞き、その方向で丁寧に解決します。そのような経験から、玄関先でお客様の顔を見た瞬間に「どのような人」なのか分かるようになります。お客さんの中にはすぐそばで作業の様子をずっと観察している方やビデオ撮影を始める人もいて、戸惑ったり緊張したりする場面にも遭遇するそうです。

宮下さんは月の売上目標を設定し、意識して仕事をしています。目標に届かないときはネットワークを活用して、仲間から仕事をもらおうそうです。目標は何ですかと質問されると「安定」と即答されました。安定した経営、安定した生活が目標です。参加者からは、どうすれば「元請」に慣れるかとの問題意識も出され、自由に交流しました。趣味は野球。監督兼野手として吹田市の連盟に参加してプレーしています。こちらも20歳のときから絶えることなく続けています。あまり強いチームではないようですが居心地はよさそうです。

今回の報告の感想を聞かれた宮下さんは、いつも一人で作業していることが多く会話をしないので、話ができるか不安だったけれど、話すことができているので、話ができること、また、民商にはわからないことを親切に教えてもらって感謝していると語ってくれました。飾らない自然体の態度、ほんわかとした温かきがある話し方が印象的でした。

吹田市プレミアム商品券「すいたんプレミアム商品券」の取扱協力店を募集開始!

吹田市では、市民生活及び小売店舗等の営業を支援し、地域消費喚起による地域経済及び商店街等の活性化を図るため、20%のプレミアム付商品券を7月から販売します。販売に先立って、商品券の取扱協力店を5月7日(木)から募集します。

《すいたんプレミアム商品券の概要》

発行券：額面12,000円分を10,000円で販売。額面500円の商品券が24枚づつ。
 【24枚のうち12枚は全店共通券、12枚は中小小売店舗でのみ使用可能】釣りは出ません。
 販売期間：①7月5日(日)から8月2日(日)まで。
 ②11月15日(日)から12月6日(日)まで
 販売場所：市内商店街・小売市場の事務所、公共施設
 発行冊数：①4万冊 ②4万冊 合計8万冊 1人5冊まで購入可能

《取扱協力店の申請について》

【中小小売店舗として登録】
 市内において小売・飲食・サービス業などの事業を営み、且つ店舗・事業所を有する事業者。

【大型店として登録】

大型店となるものは、いずれかに該当するものとする。
 (1) 大規模小売店舗立地法に規定する小売店舗(店舗面積が1,000平方メートルを超えるもの)。ただし、吹田市商業団体連合会所属の商店街・小売市場は除く。
 (2) 1,000平方メートル未満の小売店舗であっても、大型店となる支店等が登録している店舗。
 (3) 経営主体が中小企業基本法に基づく中小企業者の基準を超える企業。ただし、吹田市内に本店を置く店舗・事業所等及びフランチャイザー(本部)より営業権を与えられてフランチャイジー(加盟・加盟店)として営業する店舗を除く。

※大型店として登録された店舗は、商品券24枚のうち12枚については使用できません。

また、市内において一般消費者を対象に小売・飲食・サービス業などの事業を営み、且つ店舗・事務所を有する事業者を構成員に含む団体で、団体として取扱協力店の登録・換金等を取りまとめる場合は、団体取扱協力店として、団体代表者が一括して登録もしていただけます。
 ※団体として一括で登録した場合でも、各店舗の区分【中小小売店舗か大型店】かは区別して登録されます。

◎吹田市商業団体連合会所属の商店街・小売市場については、原則「団体取扱協力店」として、団体代表者が一括して登録申請していただけます。【事務所等に申請書類を送付します】

《提出書類について》

(1) 「すいたんプレミアム商品券」取扱協力店登録申込書兼誓約書
 (2) 「商品券換金振込先」の預金通帳のコピー(金融機関・口座番号・口座名義人等が確認できる面)
 ※(1)は市のホームページからダウンロードできます。また下記提出先で配布しています。

《登録申込書提出先》

下記提出先に、郵送もしくは持参してください。
 ・吹田市商業団体連合会 プレミアム商品券事業事務局(〒564-0031吹田市元町7-21)
 ・吹田市役所 まち産業活性部 地域経済振興室(〒564-8550吹田市泉町1-3-40)

《登録店募集の締切》

平成27年6月19日(金)必着

※締切後でも登録できますが、「取扱協力店一覧表」への掲載はできません。

FAX商業情報すいた 第352号

(平成27年5月7日 吹田市役所 まち産業活性部 地域経済振興室 発行)より

